

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 一次審査に関する質問(追加)に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	一次審査の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
1	質問	募集要項	参加資格要件	14	第3	4	(3)	3)	<p>前回の質疑回答(No.7)にて、自社制作は、完成図書等により自社で設計していることが証明できる資料と回答頂いておりますが、例えば完成図書の弊社図面枠での図面でよろしいでしょうか。</p> <p>また、図面については外形図や盤面詳細図等の動力制御盤の製作における一部図面でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
2	質問	様式集	各様式	各様式					<p>前回の質疑ご回答(No.20)にて「押印は不要」と記載がございましたが、例えば、(様式第2-1号)本事業に係るグループ認定申請書の構成企業欄の「単社使用印鑑」の○欄には印鑑は不要との認識で宜しいでしょうか。</p>	様式第2-1号から様式第2-2-4号並びに令和3年10月22日付で公表した様式(様式第2-2-5号を除く。)の各使用印鑑の○欄については、押印が必要です。
3	質問	様式集	各様式	各様式					<p>「単社使用印鑑」へ捺印が必要な場合、この印鑑は神戸市競争入札参加資格者名簿に登録している印鑑でないとう失格となりますでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
4	質問	様式集	共同企業体使用印鑑	様式第2-1号					<p>共同企業体使用印鑑は、各契約における代表企業の単社使用印鑑と同じでも問題ないものと考えます。</p>	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 一次審査に関する質問(追加)に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	一次審査の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
5	質問	様式集	企業の記載方法	様式第2-1号				<p>前回の質疑ご回答 (No. 31) にて④以降の構成企業が複数の場合の記載例を記入いただきましたが、単独企業の場合について、念のため確認させてください。</p> <p>記載例) 単独企業がA社の場合 上記の全構成企業のうち、「A企業」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。なお、上記の構成企業のうち、「A企業」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。</p>	<p>単独企業の場合の記載例を以下に示します。</p> <p>記載例) 上記の全構成企業のうち、「」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。なお、上記の構成企業のうち、「A企業」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。</p>
6	質問	様式集	SPCの出資構成	様式第2-2-5号				<p>出資者の役割について、SPCでの運営となるため、各社同様の役割で記載する形でも宜しいでしょうか。</p>	<p>各社該当する業務を記載ください。 記載内容は事業者の判断に委ねます。</p>
7	質問	様式集	SPCの出資構成	様式第2-2-5号				<p>SPC名称について、社名は仮称とし、変更は可能との理解しておりますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 一次審査に関する質問(追加)に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	一次審査の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
8	質問	一次審査に関する質問・意見書に対する回答書	SPCの設立条件	No. 1						「別紙-1_SPCの設立条件」の文中(3)、(4)のご記載は、「当該事業の構成企業はSPCに出資するものとし、それ以外の企業、構成企業にないものは出資できない」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	質問	一次審査に関する質問・意見書に対する回答書	参加資格要件	No. 16						回答にて「No. 9の回答を参照ください」とのことですが、「No. 13の回答を参照ください」と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。